

官報

財務省印刷局発行

目次

〔省 令〕

○ 戸籍の附票の写しの交付に関する省令の一部を改正する省令
(総務・法務一)

〔告 示〕

○ 指定統計を作成するために集められた調査票の使用に関する件
(総務六四六)

○ 国際スピード郵便の取扱いを行う国、郵送が認められない物品、郵便物の大きさ及び重量その他の利用条件を定める件の一部を改正する件
(同六四七)

○ 市町の廃置分合の件(同六四八)
○ ふるさと五十円郵便切手及び八十円郵便切手(北陸)を発行する件
(同六四九)

○ 第一回全国障害者スポーツ大会記念八十円郵便切手を発行する件
(同六五〇)

○ 第一回全国障害者スポーツ大会にちなむ郵便切手の発行を記念して特殊通信日付印を使用する件
(郵政事業庁三七二)

○ 郵便規則第三十九条の六の二に規定する聴覚障害者の福祉を増進することを目的とする施設を指定する件の一部を改正する件(同三七三)

○ 郵便局に関する件
(同三七四)~(三七七)
○ 除籍が滅失した件(法務四七九)
○ 日本国に帰化を許可する件
(同四八〇)

○ 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金交付規則の一部を改正する規則
(文科科学・経済産業二)

○ 指定肉用子牛の平均売買価格を告示する件(農林水産一三八〇)
○ 保安林の指定をする件
(同一三八一)~(一三八八)

○ 中小企業診断士の登録及び試験に関する規則第十三条第一項の規定に基づき、登録の消除をした件
(経済産業六三五)

○ 中小企業信用保険法第二条第三項第一号の事業者を指定する件
(同六三六)

○ 甲種電気用品の型式に関する件
(同六三七)~(六三九)
○ 工事が完了した件
(国土交通一五四二)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣

〔叙位・叙勲〕

〔官庁報告〕

官庁事項

北陸地方整備局公示(北陸地方整備局)
国家試験

平成十三年度二級土木施工管理技術検定合格者の公告及び合格証明書交付申請の受付並びに学科試験・実地試験免除者に対する技術検定の実施
(国土交通省)

公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催(近畿経済産業局)

国土調査法に基づく国土調査の成果の認証に準ずる指定の公告(国土交通省)

〔資 料〕

閣議決定等事項

〔公 告〕

諸事項

官庁

特定非営利活動促進法第十条第二項、指導公認会計士指定取消、職員の内職処分、商号登記抹消関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権判決、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係
特殊法人等
厚生年金基金変更関係
地方公共団体
旅行業者営業保証金の権利調査のため
の意見聴取会及び仮配当表関係
会社その他

省 令

○ 総務省 法務省令第一号

住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成十一年法律第三十三号)の施行に伴い、及び住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第二十条第二項において準用する同法第十二条第三項の規定に基づき、戸籍の附票の写しの交付に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十三年十月十六日

総務大臣 片山虎之助
法務大臣 森山 眞弓

戸籍の附票の写しの交付に関する省令(昭和六十年法務省令・自治省令第一号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「第二十条」を「第二十条第二項」に、「第十二条第二項」を「第十二条第三項」に改める。

附 則

この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

告 示

○ 総務省告示第六百四十六号

統計法(昭和二十二年法律第十八号)第十五条第二項の規定に基づき、指定統計を作成するために集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令(昭和二十四年政令第三百三十号)第六条の規定に基づき、次のように告示する。
平成十三年十月十六日

総務大臣 片山虎之助

指定統計の名称 事業所・企業統計

調査票の使用目的 中小企業庁が、平成十三年度中小企業白書の作成及び中小企業政策の基礎資料として企業の実態を把握するため、平成八年及び平成十一年の事業所・企業統計調査調査票甲(いずれも磁気テープに転写分)から所要の事項を転写し、集計する。

調査票の使用者の範囲 総務省統計センター管理部電子計算機室及び中小企業庁事業環境部企画課調査室の職員

○総務省告示第六百四十七号
 国際郵便規則（昭和三十四年郵政省令第三号）第二十四条第一項の規定に基づき、平成三年郵政省告示第三百六十号（国際スピード郵便の取扱）を行うに、郵送が認められない物品、郵便物の大きさ及び重量その他の利用条件を定める件）の一部を次のように改正し、平成十三年十一月一日から施行する。

平成十三年十月十六日

総務大臣 片山虎之助

別紙の第7の4の1を次のように改める。

1 取扱地域

全地域

別紙の第25の3の2を次のように改める。

(2) その他の物品を送る場合

税関告知書1通及びインボイス2通

別紙の第27の1を次のように改める。

1 取扱地域

全地域

別紙の第5の2の1を次のように改める。

1 取扱地域

Bo

Pretown

Kenema

別紙の第67の1を次のように改める。

1 取扱地域

取扱地域	郵便番号
Bila-Tserkva	09100～09129
Dnipropetrovsk	49000～49489
Donetsk	83000～83490
Kharkiv	61000～61499
Kherson	73000～73480
Ivano-Frankivsk	76000～76490
Jitomir	10000～10499
Khmel'nitski	29000～29499
Kiev	01000～06999
Kirovograd	25000～25490
Lougansk	91000～91479
Loutsk	43000～43499
Lviv	79000～79490
Mykolaiv	54000～54490
Odessa	65000～65480
Outgorod	88000～88499
Poltava	36000～36499
Rivne	33000～33499
Sevastopol	99000～99699
Simferopol	95000～95490
Soumy	40000～40489

取扱地域	郵便番号
Tcherkassy	18000～18499
Tcherniv	14000～14499
Tchernivtsy	58000～58499
Ternopi	46000～46499
Yvinitsa	21000～21499
Zaporizka	96000～96499

○総務省告示第六百四十八号

市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、岩手県気仙郡三陸町を廃し、その区域を大船渡市に編入する旨、岩手県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十三年十一月十五日からその効力を生ずるものとする。

平成十三年十月十六日

総務大臣 片山虎之助

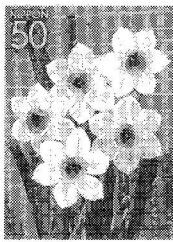
○総務省告示第六百四十九号

郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）第三十三條第一項の規定に基づき、平成十三年十一月六日に五十円郵便切手及び八十円郵便切手を発行することに伴い、郵便規則（昭和二十二年通信省令第三十四号）第四十條の規定に基づき、同郵便切手の様式を次のとおり告示する。

平成十三年十月十六日

総務大臣 片山虎之助

様式
 五十円郵便切手



日本郵政 花の咲く風景

意匠 スイセン
 刷色 赤紫、緑味青、暗い灰、黄色、明るい緑

印面寸法 縦三十三・〇ミリメートル
 横二十二・五ミリメートル
 八十円郵便切手



日本郵政 花の咲く風景

意匠 スイセン
 刷色 赤紫、緑味青、暗い灰、黄色、明るい緑

○総務省告示第六百五十号
 郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）第三十三條第一項の規定に基づき、平成十三年十月二十六日に第一回全国障害者スポーツ大会記念八十円郵便切手を発行することに伴い、郵便規則（昭和二十二年通信省令第三十四号）第四十條の規定に基づき、同郵便切手の様式を次のとおり告示する。

平成十三年十月十六日
 総務大臣 片山虎之助

様式

意匠 越前海岸とスイセン
 刷色 赤紫、緑味青、暗い灰、黄色、明るい緑

印面寸法 縦三十三・〇ミリメートル
 横二十二・五ミリメートル

○郵政事業庁告示第三百七十二号
 第一回全国障害者スポーツ大会にちなみ昭和六十一年郵政省告示第五百八十七号による特殊通信日付印を次のとおり使用する。

平成十三年十月十六日
 郵政事業庁長官 足立盛二郎

意匠 競走競技
 刷色 赤紫、明るい赤味黄、黄色、紫味青、灰色及び黒

印面寸法 縦三十三・五ミリメートル
 横二十五・〇ミリメートル

意匠 フライングディスク
 刷色 赤紫、明るい赤味黄、黄色、紫味青、灰色及び黒

印面寸法 縦三十三・五ミリメートル
 横二十五・〇ミリメートル

意匠 競走競技
 刷色 赤紫、明るい赤味黄、黄色、紫味青、灰色及び黒

印面寸法 縦三十三・五ミリメートル
 横二十五・〇ミリメートル

意匠 フライングディスク
 刷色 赤紫、明るい赤味黄、黄色、紫味青、灰色及び黒

印面寸法 縦三十三・五ミリメートル
 横二十五・〇ミリメートル

意匠 競走競技
 刷色 赤紫、明るい赤味黄、黄色、紫味青、灰色及び黒

印面寸法 縦三十三・五ミリメートル
 横二十五・〇ミリメートル

意匠 フライングディスク
 刷色 赤紫、明るい赤味黄、黄色、紫味青、灰色及び黒

印面寸法 縦三十三・五ミリメートル
 横二十五・〇ミリメートル

一手押し用
 使用局 昭和六十一年郵政省告示第五百八十七号の二の3による使用局



(一) 使用期間 平成十三年十月二十六日から十一月一日まで
 (二) 意匠

二 特別日付印用郵便切手記念自動押印機用
 (一) 使用局 札幌中央郵便局、仙台中央郵便局、横浜中央郵便局、東京中央郵便局、長野中央郵便局、名古屋中央郵便局、大阪中央郵便局、岡山中央郵便局及び福岡中央郵便局

(二) 使用期日 平成十三年十月二十六日
 (三) 意匠



○郵政事業庁告示第三百七十三号

郵便規則（昭和二十二年通信省令第三十四号）第三十九條の六の三第三項の規定に基づき、平成元年郵政省告示第七百九十八号（郵便規則第三十九條の六の二に規定する聴覚障害者の福祉を増進することを目的とする施設を指定する件）の表の一部を次のように改正する。

平成十三年十月十六日
 郵政事業庁長官 足立盛二郎

岡山県の部岡山県視覚障害者福祉センターの項の次に次のように加える。
 倉敷市立玉島図書館 郵便番号七二一三八一〇二
 倉敷市玉島一丁目二番三七号